第 1 章　計画の策定に当たって

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の背景

平成 30 年の全国の合計特殊出生率は 1.42 であり、急速な少子化により子どもの数が減少しているにも関わらず、核家族化や共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が社会問題化しています。

また、平成 30 年９月には「新・放課後子ども総合プラン」を公表し、共働き家庭等の小学校１年生の壁や待機児童を解消するとともに、すべての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進する方針が示されました。

平成 29 年 12 月には、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と、「生産性革命」の２本柱の新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。その中では、「幼児教育・保育の無償化」を２兆円規模で実施し、その財源は令和元年 10 月の消費税増税分の使途変更などで確保することとなっています。幼児教育・保育の無償化については令和元年 10 月から実施し、令和２年４月から高等教育を含めて全面実施される計画となります。

千歳市においては、第１期計画の改定時期を迎えることから、核家族化の進展、女性就業率の増加に伴う保育需要の拡大といった社会情勢や、市民ニーズの変化を施策に反映するために、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とした「第２期千歳市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第１項の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられています。また、次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく「市町村行動計画」（放課後子ども総合プランに基づく取組内容を含む）も本計画に含みます。

国から示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、国際目標のＳＤＧｓの理念を踏まえ、千歳市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を定め、千歳市総合計画や関連する個別計画と整合する計画となります。

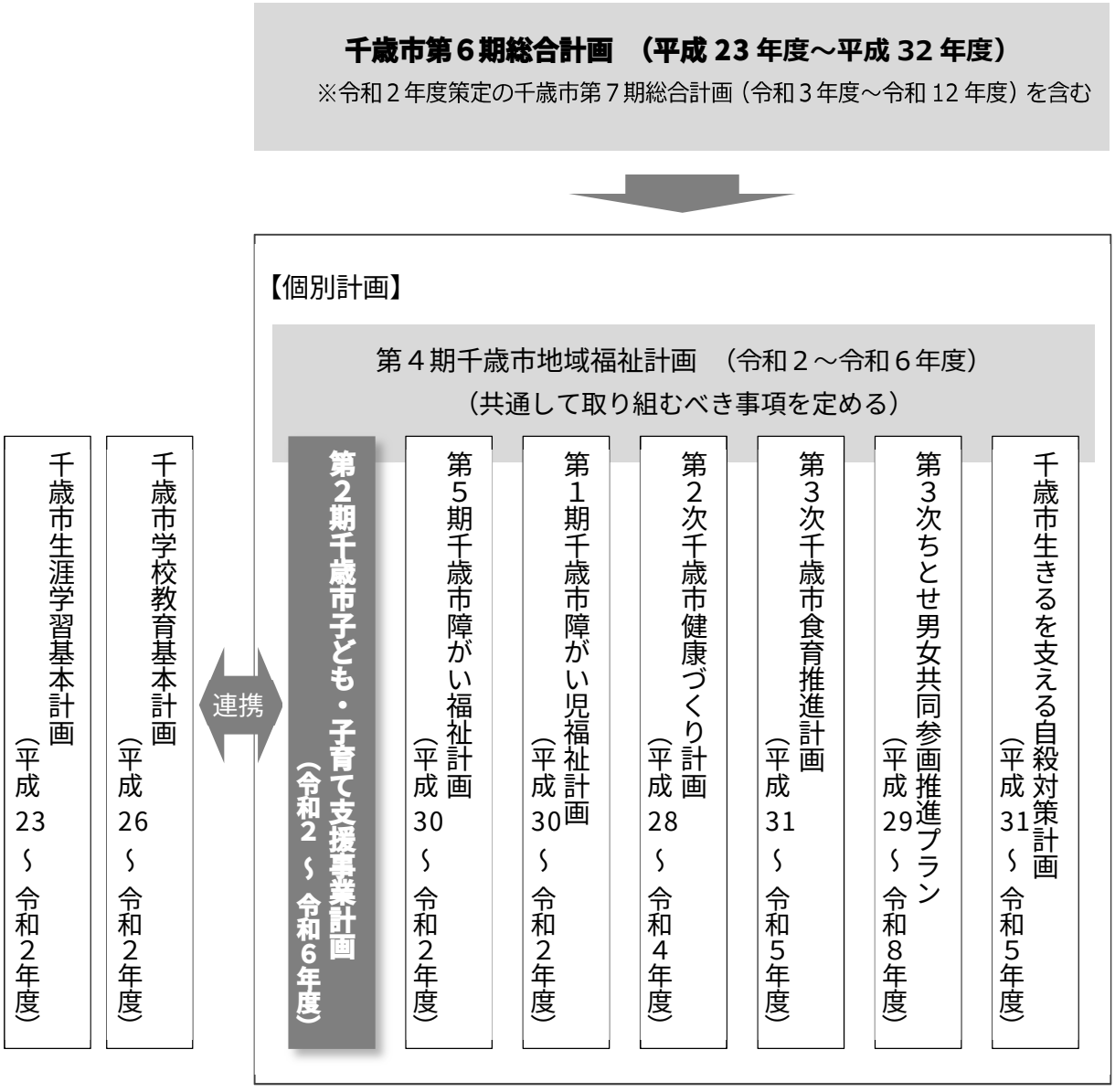

ＳＤＧｓとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年９月の国連サミットで採択された、国連加盟国193か国が2016年～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「ＳＤＧｓアクションプラン 2019」が策定され、地方自治体においてもＳＤＧｓの達成に向けた取組が求められています。

3　計画の対象と期間

（1）計画の対象

本計画は、子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、行政など、子ども・子育てに関わるすべての個人及び団体を対象とします。

また、本計画において「子ども」とは、概ね 18 歳までを指します。

（2）計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とします。

	2019 年度 (平成 31)	2020 年度 (令和２)	2021 年度 (令和３)	2022 年度 (令和４)	2023 年度 (令和５)	2024 年度 (令和６)
第１期 子ども･子育て 支援事業計画	計画期間 H27-31					
第２期 子ども･子育て 支援事業計画	策定	計画期間				

4　計画の策定体制

（1）各種アンケート調査の実施

子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態等を把握し、その量的及び質的なニーズを把握するため、国の基本指針に基づき、千歳市内に居住する就学前児童及び小学生がいる世帯を対象に「千歳市子ども・子育て支援アンケート調査」（平成 30 年 12 月～平成 31 年１月実施）を実施しました。また、18 歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または通所受給者証を所持している方を対象とした「障がい児アンケート調査」（平成 29 年７月 28 日～８月 30 日）を実施しました。

（2）パブリックコメントの実施（令和元年 12 月 20 日～令和２年１月 19 日実施）

本市のホームページ等で計画素案を市民のみなさまに公表し、ご意見をいただき、計画へ反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

結果概要については、「資料編」をご覧ください。（159 ページ参照）

（3）千歳市子育てママ応援会議

「子育てするなら、千歳市」の施策の促進を図るため、仕事や家庭、地域社会など働く女性を取り巻く様々な社会環境や既存制度を、女性の視点で官民一体となって検討する「千歳市子育てママ応援会議」において、子育て中の女性の活躍促進及び支援に関することについて、当事者の生の声を取り入れることを重視しながら、施策についての意見や提案を計画に反映させるため、課題の検討や見直しを行いました。

会議内容は「千歳市子ども・子育て会議」に報告しています。

（4）千歳市子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援に関する事業計画の策定などについて、子どもの保護者を含む子育て支援当事者などの意見を聞くため、「千歳市子ども・子育て会議」において審議を行いました。（令和２年３月までに計５回の会議を開催）

会議は、子どもの保護者をはじめ、学識経験者、教育・保育従事者、事業者から選出した委員により構成されています。

（5）千歳市保健福祉調査研究委員会

本計画は千歳市総合計画をはじめ、各種個別計画と調和のとれた計画とするため、保健福祉の推進に当たり、総合的に調査・研究を行うための千歳市保健福祉調査研究委員会においても、審議を行いました。

（6）第２期千歳市子ども・子育て支援事業計画策定に係る庁内検討会議

計画の策定に関する調査・検討、子ども・子育て会議に諮る事項の検討を行い、計画素案作成等を行うため、市内部関係部署の所属長で構成する庁内検討会議を設置しました。

5　子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

（1）新制度とは

子ども・子育て関連３法に基づき実施される、子ども・子育て支援の新たな制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

（2）制度における給付・事業の全体像

市町村は「Ⅰ 子ども・子育て支援給付」と「Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

Ⅰ 子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付
（小学校就学前の子ども対象）

- 施設型給付
（認定こども園・幼稚園・保育所）
- 地域型保育給付
（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）

子どものための現金給付
（中学生までの子に対する児童手当）

Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業
② 地域子育て支援拠点事業
③ 妊婦健康診査
④ 乳児家庭全戸訪問事業
⑤ 養育支援訪問事業／子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（新規）
⑥ 子育て短期支援事業
⑦ ファミリー・サポート・センター事業
⑧ 一時預かり事業
⑨ 延長保育事業
⑩ 病児保育事業
⑪ 放課後児童クラブ
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

※千歳市はすべての事業を実施